

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター契約規程

平成28年4月1日

規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター会計規程に基づき、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の方法)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争、指名競争、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。

(契約の期間)

第3条 契約の期間は、1年以内の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、複数年にまたがった契約期間とすることが適当なものについては、複数年の契約とすることができる。

(競争に参加する者の資格)

第4条 理事長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約責任者」という。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争に当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 法人が行う競争に参加できる者は、別に定めがある場合を除き、それぞれ発注又は契約を締結しようとする年度において佐世保市の入札参加資格者名簿に登録されているものとする。

3 契約責任者は、佐世保市により指名停止等の措置がなされている者を、当該指名停止等の期間、競争に参加させないことができる。

4 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 競争において予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした

者（以下「交渉権者」という。）が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査の実施に当たり法人の職員（法人の委任を受けた者を含む。）の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者（一般競争）

第5条 契約責任者は、一般競争に当たっては、当該一般競争に関する公告をし、不特定多数の者をして行わなければならない。

- 2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模、状況等を要件とする資格を定めることができる。
- 3 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
- 4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期的に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

（一般競争の公告）

第6条 一般競争の公告は、競争執行の前日から起算して5日前までに、法人の掲示場への掲示又はインターネット等のその他の方法により、次の事項についてしなければならない。

- (1) 競争に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格
- (3) 競争に必要な書類を示す場所
- (4) 競争の執行の場所及び日時
- (5) 契約保証金に関する事項
- (6) 競争の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、必要があると認めるときは、

前項の公告に係る期間を短縮することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、建設工事に係るものについては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間を公告の期間とする。

（一般競争の執行の延期又は取消）

第7条 契約責任者は、必要があると認めるときは、一般競争の執行を延期し、又は取り消すことができる。

（一般競争における予定価格）

第8条 契約責任者は、一般競争に付する事項の予定価格を決定し、その予定価格を封書にして、開札の際、これを開札の場所におかなければならない。ただし、競争及び契約の手続の透明性の向上を図るため必要と認めて当該競争執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

2 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（最低制限価格）

第9条 契約責任者は、一般競争により工事、製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。

（一般競争の開札及び再執行）

第10条 一般競争の開札は、第6条第1項の規定により公告した場所において、競争執行の終了後直ちに、一般競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）を立ち合わせてしなければならない。この場合において、競争参加者が立ち会わないときは、当該事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 競争参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 契約責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、提出された入札書のうち予定価格の制限の範囲内の価格の申し込みがないとき（第9条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の申し込みがないとき）は、直

ちに、再執行をすることができる。

(一般競争における交渉権者の決定)

第11条 契約責任者は一般競争に付する場合においては、予定価格の制限の範囲以内の価格をもって申し込みをした者(第9条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲以内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者)を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、申し込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)が次の各号に掲げる場合にあつては、交渉順位を付された者の順位に従い、次順位の交渉権者を第一交渉権者とすることができる。次順位の交渉権者を第一交渉権者とした場合で、次の各号に該当することとなったときも、また同様とする。

(1) 申し込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。

(2) 契約を締結することにより、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

2 前項ただし書きの規定により第一交渉権者を決定しようとするときは、その理由及び状況を明らかにしなければならない。

(同額の場合の決定方法)

第12条 契約責任者は、前条の規定により交渉権者となるべき同額の申し込みをした者が2人以上あるときは、直ちに当該申込者にくじを引かせて交渉順位を定めなければならない。

2 契約責任者は、前項の場合において、当該申込者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争における契約価格の決定)

第13条 契約責任者は、第一交渉権者を決定したときは、その者と交渉し、契約価格を決定しなければならない。ただし、交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、その者との交渉は保留とし、交渉順位に従い次順位の交渉権者と交渉を行った上で、契約価格を決定することができる。

2 前項の規定により契約価格を決定したときは、その価格を提示した者を契約の相手方とするものとする。

(指名競争)

第14条 指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 契約責任者が特に適当と認めるとき。

(指名競争の参加者の資格)

第15条 第5条第2項から第4項までの規定は、指名競争に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争の参加者の指名等)

第16条 契約責任者は、指名競争により契約を締結しようとするときは、当該指名競争に参加することができる資格を有する者のうちから、当該指名競争に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、契約責任者は、第6条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を競争執行の前日から起算して7日前までに前項の規定により指名した者に通知しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

3 契約責任者は、第1項の規定により、指名競争に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、5人以上を指名しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、建設工事に係るものについては、建設業法施行令第6条に規定する見積期間において通知しなければならない。

(指名競争の予定価格等)

第17条 第5条第1項及び第7条から第13条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

(随意契約)

第18条 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| ア | 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） | 250万円 |
| イ | 財産の買入れ | 160万円 |
| ウ | 物件の借入れ | 80万円 |
| エ | 財産の売払い | 50万円 |
| オ | 物件の貸付け | 30万円 |
| カ | アからオに掲げるもの以外のもの | 100万円 |

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争に適しないものをするとき。
 - (3) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
 - (4) 競争に付することが不利と認められるとき。
 - (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (6) 競争に付して参加者がいないとき、又は再執行に付して交渉権者がいないとき。
 - (7) 交渉権者が契約を締結しないとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、特に契約責任者が承認したとき。
- 2 前項第6号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第7号の規定により随意契約による場合は、申込金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は申込金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴取及び省略)

第19条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 地方独立行政法人、独立行政法人、国又は地方公共団体と直接に契約しようとするとき。
 - (2) 予定価格が10万円（修繕に係るものにあつては、20万円）以下であるとき。
 - (3) 契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。
 - (4) 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるもののとき。
 - (5) 自動車の内燃機関、ボイラーその他の機械器具の修理等の契約であつて、修理前において適正な比較見積が期待できないとき。
 - (6) 緊急の必要により他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性

質により見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 会場使用料及び食糧費で、契約責任者が、見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- (2) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙の購入のように契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約をするとき。
- (3) 定期刊行物(新聞、雑誌等)、その他のもので相手方によって価格差のないものを購入するとき。
- (4) 災害その他の特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約をするとき。
- (5) 国等が示す基準や他の類似事業との均衡を図るため、あらかじめ定まった単価で、複数の相手方と同一内容の契約をするとき。
- (6) 既になされた単価契約に基づいて履行されるとき。
- (7) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約
- (8) その他契約責任者が見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

(せり売り)

第20条 せり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

2 第6条第1項、第7条及び第8条の規定は、せり売りの場合に準用する。

(契約書の作成)

第21条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の請負契約に係る契約書に記載する事項は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項各号に掲げるものとする。

（契約書の省略）

第22条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 一般競争、指名競争又は随意契約で、契約金額が160万円（工事又は製造の請負にあつては、250万円）を超えない契約を締結しようとするとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を購入する場合において、即納されるとき。
- (5) 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。
- (6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- (7) あらかじめ定められている価格に基づく契約を締結しようとするとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要があると認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、当該契約について必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を契約の相手方から徴しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該書類の徴取を省略することができる。

- (1) 随意契約による場合で、契約責任者が別に定める契約を締結しようとするとき。
- (2) 契約の性質又は目的により契約責任者が請書その他これに準ずる書類を徴する必要があると認めるとき。

（契約保証金の納付）

第23条 契約責任者は、法人と契約を締結する者に現金又は担保をもって、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、物件を賃借する場合は、この限りでない。

2 契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和20年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

（契約保証金の免除）

第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社が、法人と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を法人、他の地方独立行政法人、独立行政法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又はその他公共的団体と2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 契約金額が300万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
- (6) 地方独立行政法人、独立行政法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約保証金を納付させる必要がないと契約責任者が認めるとき。

（契約保証金の還付）

第25条 契約保証金は、契約履行後に還付する。ただし、不動産又は物品を売り払う場合においては、契約の相手方の申出により売払代金に充当することができる。

（契約保証金の帰属）

第26条 前条の規定にかかわらず、契約の相手方に契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者の納付に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(工事等の設計・積算等)

第27条 契約責任者は、工事、製造その他の請負契約を締結するにあたり、特に必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に委託して設計若しくは積算又は競争に係る事務を行わせることができる。

(契約の履行の確保)

第28条 工事若しくは製造その他についての請負契約又は資産の買入れその他の契約を締結した場合においては、契約責任者又はその指定する職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は資産の既納部分の確認を含む。)をするために必要な監督又は検査を行うものとする。

2 契約責任者は、特に必要があると認める場合においては、法人の職員以外の者に前項の監督及び検査を委託して行わせることができる。

(監督)

第29条 前条第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 契約責任者又はその指定する職員(以下「監督職員」という。)は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

第30条 第28条第1項の規定による検査について、契約責任者又はその指定する職員(以下「検査職員」という。)は、請負契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は資産の既納部分の確認を含む。)につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、前項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が確実に担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

3 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査

を行わなければならない。

4 第1項又は前項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。この場合において、当該破壊若しくは分解又は試験の実施に必要な経費及び修復等に必要な経費は、当該契約の相手方に負担させるものとする。

5 第1項又は前2項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

6 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(検査調書の作成)

第31条 検査職員は、検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるときは、検査調書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額（部分払いをする場合は、当該部分に対する対価）が160万円（工事又は製造の請負契約にあっては、250万円）を超えないとき。

(2) 光熱水費、電信電話、保険及び放送受信に係る契約であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、契約責任者が検査調書を作成する必要があると認めるとき。

3 前項の規定により検査調書の作成を省略する場合は、債権者の請求書等に押印してこれに代えなければならない。ただし、前項第2号については、押印を省略することができる。

4 前3項の規定は、検査をした法人の職員以外のものについて準用する。

(履行遅滞による違約金)

第32条 契約責任者は、契約の相手方が、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき年5%の割合で計算した額（100円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(契約の解除)

第33条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を約定しなければならない。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約者又はその代理人その他契約の相手方の使用者等が監督若しくは検査の執行を妨げたとき又は偽りその他の不正の行為があると認められたとき。
- (3) その他契約の相手方が契約に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方が契約保証金の納付を免除されているときは、契約に定めるところにより、天災地変その他契約の相手方の責めに帰することのできない事由による場合を除き、違約金を徴収しなければならない。

第34条 契約責任者は、やむを得ない事由があると認められたときは、契約の相手方と協議のうえ契約を解除し、その履行を中止させることができる。この場合において、既成部分又は既納部分に対しては、その相当額を支払い、これを引き取ることができる。

(委任)

第35条 この規程に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月1日規程第5号)

この規程は、公布の日より施行し、令和2年4月1日から適用する。